年　　月　　日

伊勢崎市長　様

伊勢崎市地方就職支援事業費補助金交付申請書

　伊勢崎市地方就職支援事業費補助金交付要綱第５条の規定により、伊勢崎市地方就職支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１．申請者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 生年月日 |
| 氏　　名 |  | 年 　月 　日 |
| 住　　所 | 〒 | 電話番号 |
|  | 　 |
| メールアドレス |  |  |
| 在学大学名 | 　 | 学部名 |  |

２．就職活動訪問先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訪問先 | 企業名 | 　 |
| 所在地 | 　 |
| 面接・試験日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 内定日 | 令和　　年　　月　　日 |

３．移動経路（往復）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 交通機関の名称 | 出発地 | 到着地 | 費用 |
| （バス停名・駅名・空港名など） |
|  | 　 | 　　 | 　 | 　 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

４．各種確認事項（該当する方に〇を付けてください）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 以下の「伊勢崎市地方就職支援事業費補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | Ａ | 誓約する |
| Ｂ | 誓約しない |
| 伊勢崎市地方就職支援事業費補助金の交付申請に関する誓約事項１　伊勢崎市地方就職支援事業に係る報告及び立入調査について、伊勢崎市から求められた場合は、速やかに応じます。２　交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合において、伊勢崎市地方就職支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、当該各号の区分に応じ、当該支援金の全額又は半額を返還します。⑴　全額の返還　次のいずれかに該当する場合ア　虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。イ　申請日から１年以内に本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く）ウ　申請日から１年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合エ　就業日から１年以内に要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から３カ月以内に群馬県内の別企業に就職する場合を除く）オ　本市への転入日から３年未満に市外へ転出したとき。⑵　半額の返還　本市への転入日から３年以上５年以内に市外へ転出したとき。３　暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有する者ではありません。 |
| 以下の「伊勢崎市地方就職支援事業費補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | Ａ | 同意する |
| Ｂ | 同意しない |
| 伊勢崎市地方就職支援事業費補助金事業に係る個人情報の取扱い　市は、伊勢崎市地方就職支援事業費補助金の事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。　また、市は、当該個人情報について、群馬県又は他の都道府県において実施する地方就職学生支援金事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村の提供し、又は確認する場合があります。 |
| 申請日から５年以上継続して、伊勢崎市に居住する意思にについて | Ａ | 意思がある |
| Ｂ | 意思がない |

※各項目について、「Ｂ」に〇を付けた場合は、補助金の交付対象とはなりません。

４．添付書類

（１）写真付き身分証明書

（２）在学証明書（卒業年度が確認できるもの）

（３）交通費の領収書

（４）在学証明書（様式第２号）

（５）移住元の住所を確認できる書類

（６）その他市長が必要と認める書類